

平成29年度答申第29号
平成29年12月19日

諮問番号 平成29年度諮問第34号（平成29年11月21日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働保険料の認定決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、A労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「処分庁」という。）から、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）19条4項に基づく平成26年度及び平成27年度の労働保険確定保険料の各認定決定（以下「本件各決定」という。）を受けたのに対し、これらをいずれも不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 徴収法10条は、政府は、労働保険の事業に要する費用に充てるため、一般保険料を含む保険料（同条2項各号に規定する保険料。以下「労働保険料」という。）を徴収する旨規定しており、徴収法11条1項は、一般保険料の額は、賃金総額に「一般保険料に係る保険料率」を乗じて得た額となる旨規定している。また、徴収法12条1項1号及び2号は、労働者

災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る保険関係が成立している事業については、「一般保険料に係る保険料率」は、労災保険率となるか、又はこれに雇用保険率を加えた率となる旨規定している。

- (2) 徴収法12条2項は、労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受ける全ての事業の過去3年間の業務災害（労災保険法7条1項1号の業務災害をいう。）及び通勤災害（同項2号の通勤災害をいう。）に係る災害率並びに二次健康診断等給付（同項3号の二次健康診断等給付をいう。）に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める旨規定している。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和47年政令第46号）2条は、徴収法12条2項の労災保険率は、厚生労働省令で定める事業の種類ごとに定める旨規定しており、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）16条1項は、船舶所有者の事業以外の事業に係る労災保険率は別表第1（以下「労災保険率表」という。）のとおりとし、労災保険率表に掲げる事業の種類の詳細は、厚生労働大臣が別に定めて告示する旨規定する。そして、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第一六条第一項の規定に基づく労災保険率表の細目」（昭和47年労働省告示第16号。以下「事業細目表」という。）は、労災保険率表に掲げる事業の種類の詳細をそれぞれ掲げている。

- (3) 徴収法19条1項は、事業主は、保険年度ごとに、所定の労働保険料（当該保険年度の賃金総額の確定額を基礎とするもの）の額等の所定の事項を記載した申告書を、その次の保険年度の6月1日から40日以内に提出しなければならない旨を、同条4項は、政府は、同申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する旨をそれぞれ規定している。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成27年7月2日、B労働基準監督署（以下「B署」という。）に対し、処分庁宛ての、労災保険率を事業細目表上の「卸売

業・小売業」に適用される「1000分の3.5」とする「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書（平成26年度確定・平成27年度概算）」を提出した。

（労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書（平成26年度確定・平成27年度概算））

(2) 審査請求人は、平成28年7月11日、B署に対し、処分庁宛ての、労災保険率を事業細目表上の「卸売業・小売業」に適用される「1000分の3.5」とする「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書申告書（平成27年度確定・平成28年度概算）」を提出した。

（労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書（平成27年度確定・平成28年度概算））

(3) B署は、平成28年12月14日、審査請求人に対し、平成26年度及び平成27年度の労働保険料算定基礎調査（徴収法43条1項に基づく立入検査）を実施した。

（調査書、処理経過書）

(4) 処分庁は、上記(3)の調査結果を基に、審査請求人の事業は事業細目表上の「その他の各種製造業」に該当すると判断し、平成29年4月4日、審査請求人に対し、労災保険率を「1000分の6.5」として本件各決定を行った。

（労働保険料、一般拠出金の認定決定について）

(5) 審査請求人は、平成29年6月5日、本件各決定をいずれも不服として審査庁に対し、本件審査請求をした。

（審査請求書）

(6) 審査庁は、平成29年11月21日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして、諮問した。

（諮問書）

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の事業は、「物を分解し構成各素材を分別する」ものであり、その過程において、物の製造、加工、組立て等の製造業の態様とされる作業を行っておらず、製造業とは性質を異にする全く別の業種であるため、「卸売業・小売業」である。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査請求人の事業は、最終的にはリユース製品・リサイクル原料として販売

することを目的としているが、仕入れた太陽光パネル・液晶パネル・パチンコ機等を、解体、洗浄、選別等の工程を経て各種部品やガラス原料等の商品とするもので、加工工程を有していると認められ、他から受け入れた商品を販売する事業とはいえない。また、廃棄パチンコ台等を解体するための相当規模の機械器具を有しており、その器具を使用し、解体作業（使用済み液晶パネル及びガラスを粉砕機にかけ、粉状に処理する等）を行っていることが認められ、このような解体作業の態様は、「『労災保険率適用基準』の補足事項について」（厚生労働省労働基準局労災管理課労災保険財政数理室長作成、平成28年3月31日付け事務連絡）において製造業の態様とされる「一般に工場、作業場などと呼ばれる場所で、機械又は器具等の設備を有し、これを使用して継続的に物の製造、加工及び組立て等を行っている態様」に含まれる。そのため、審査請求人の事業は、「卸売業・小売業」ではなく、「その他の製造業」である。

なお、審理員の意見も上記と同旨である。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件各決定の適法性及び妥当性について

(1) 労災保険率の定めと事業の種類について

ア 労災保険率については、上記第1の2(2)のとおり、事業の種類ごとに労災保険率表のとおり定められている。

労災保険率表は、事業の種類分類として、林業、漁業、鉱業、建設事業、製造業、運輸業、電気、ガス、水道又は熱供給の事業及びその他の事業を掲げ、これらの事業のそれぞれについて更に事業の種類を掲げ、事業の種類ごとに労災保険率を定めている。

これは、産業としての分類を基礎としつつ、労災保険率を定めるための事業の分類であることから、業種ごとの作業態様や災害の種類類似性を考慮して事業を分類し、業種ごとの災害率等を勘案して定められたものといえることができる。

それゆえ、作業態様からみて災害発生リスクが相対的に高いと思われるものは労災保険率も高く、作業態様からみて災害発生リスクが相対的に低いと思われるものは労災保険率も低くなっている。

イ 審査請求人の事業の種類について、審査庁は「その他の製造業」であ

るとし、審査請求人は「卸売業・小売業」であると主張している。

労災保険率表によれば、「卸売業・小売業」は「その他の事業」の種類の一つとされ、その労災保険率は「1000分の3.5」、「その他の製造業」は「製造業」の種類の一つとされ、その労災保険率は「1000分の6.5」とされている。

一般に、「卸売業」とは生産者等から商品を仕入れて小売商人に売る事業、「小売業」とは卸売業者等から商品を買って消費者に売る事業であるということができ、一方、「製造業」とは、原材料等から製品を作る事業であるということができ、労災保険率を決定するための分類としては、さらに、作業態様がいかなるものであるか、災害発生の可能性のある態様の作業を通常伴うものであるのか等も考慮に入れなければならない。

そうすると、原材料等から製品を作るためには通常機械器具等の設備が必要であることに鑑みれば、一定の場所において機械器具等の設備を有して物質に物理的、化学的变化を加えて物の製造、加工、組立て等の作業を行う事業は、労災保険率表にいう「製造業」に該当すると解すべきである。一方、同表にいう「卸売業・小売業」は、物品の入手から販売までのプロセスには製造業において必要とされる機械器具等の設備の利用は通常伴わず、単に物品等を入手して販売する事業と解することで足りる。

ウ 厚生労働省の通達である「『労災保険率適用基準』について」（平成12年2月24日付け労働省発徴第12号、基発第94号）は、労災保険率適用事業細目として、事業の種類ごとにその内容を記載しており、「製造業」については、「一定の場所において機械器具等の設備を有して有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて物の製造、加工、組立て等の作業を行う事業が該当する。」とし、「卸売業・小売業」については、「各種物品を他から受け入れて販売を行う事業が該当する。」としている。これは、上述した労災保険率表に係る当審査会の法令解釈と同じ趣旨を述べるものと解される。

(2) 審査請求人の事業の種類について

ア 審査請求人の事業については、以下の事実が認定できる。

(ア) 審査請求人は、遊戯機器及び携帯電話等の分解、処理加工、販売並びに輸出入業務等を目的としており、会社案内のパンフレットにおいても、その事業内容として廃棄遊技機や液晶パネル等のリサイクル等

を掲げている。

(履歴事項全部証明書、会社案内)

(イ) 審査請求人の事業所は、本社事務所のほか、4か所の工場及び2か所の倉庫があり、各工場等で遊技台の分解、選別、ソーラーパネル、遊技台のガラスの粉砕等の作業を行っている。

(会社案内、調査書)

(ウ) 審査請求人の事業内容は、廃棄遊技機を解体し、素材ごとに選別し、素材や部品として再利用すること、使用済み液晶パネルや液晶パネルガラスを粉砕してガラスやガラスパウダーとし、コンクリート2次製品や建材タイルとして再利用できるようにすること、ソーラーパネルの枠外し、圧縮粉砕、振動ふるい、風力選別の工程を経てアルミ枠やガラス等の回収物とすること等である。

(会社案内)

(エ) B署の調査において、本社工場での作業は、ライン化された状況で、パチンコ台をエアドライバー等により分解し、配線等をニッパ等で切断し、破壊機によりパチンコ枠プラスチック、基盤を粉砕し、プレス機様の機械でパチンコ台の釘抜きをする等のものと確認された。

(調査書)

(オ) B署の調査において、第三工場での作業は、太陽光発電パネル、液晶テレビ、パチンコのガラスをそれぞれの用途に合わせて粉砕機を使用する等のものと確認された。

(調査書)

イ 以上の事実によれば、審査請求人の事業は、廃棄遊技機、液晶パネル等を入手してこれを解体、粉砕して、素材として再利用できるものを回収するというもので、相当規模の工場で作業が行われ、その作業工程には、機械器具等の設備が用いられている。その事業には、物品を入手して販売するという側面を有するといっても、入手した物品を解体、粉砕して素材とした上で販売するものであって、入手した物品と販売する素材とはもはや同一性があるとはいえず、入手した物品を原材料として製造、加工、組立て等を行うことによって素材を取得する事業と認められる。

したがって、審査請求人の事業は、労災保険率表及び事業細目表の事業の種類分類のうち「製造業」に該当するというべきであり、「製造

業」の中の種類として掲げられたもののいずれにも該当しないことから「その他の製造業」に該当し、「その他の製造業」の中の細目として掲げられたもののいずれにも該当しないことから「その他の各種製造業」に該当することになる。

ウ 審査請求人は、その事業につき、廃棄パチンコ台を手作業でガラス、基板、木、プラスチック、金属等に分解してリサイクル原料やリユース製品として販売したり、液晶パネル、ソーラーパネルを機械により粉砕してリサイクル原料として販売したりするもので、「製造業」ではなく、「卸売業・小売業」に該当すると主張するのであるが、以上のとおり、審査請求人の事業は、物品を入手して販売するという側面を有するといっても、入手した廃棄パチンコ台や液晶パネル、ソーラーパネルをリサイクル原料とするプロセスは、手作業だけでなく、工場において機械器具等の設備を利用して行われており、入手した物品を原材料として製造、加工をするものというべきであって、「製造業」に該当する。

3 まとめ

以上によれば、本件各決定はいずれも違法又は不当であるとはいえず、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	大	橋	洋	一